

浪江町の復興に向けた要望書

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
財務大臣	麻	生	太	郎	様
総務大臣	新	藤	義	孝	様
文部科学大臣	下	村	博	文	様
厚生労働大臣	田	村	憲	久	様
経済産業大臣	茂	木	敏	充	様
国土交通大臣	太	田	昭	宏	様
農林水産大臣	林		芳	正	様
環境大臣	石	原	伸	晃	様
復興大臣	根	本		匠	様
参議院議員	岩	城	光	英	様

平成25年10月8日

福島県双葉郡

浪江町議会議長 小黒敬三

浪江町の復興に向けた要望趣旨

平成23年3月11日の原子力発電所事故からまもなく2年7か月が経過しようとする中、被災町民の過酷な日々は続き、遅々として進まない復興対策、復興の核となる復興公営住宅、賠償問題、除染の進捗、介護福祉の充実、仮設・借上げ住宅入居要件の緩和、放射能健康管理の徹底など、問題となっている福島第一原発の汚染水処理の対応のまずさなど、どれ一つ取っても満足のできる対応となっていない。避難住民に対する情報公開の徹底と速やかな対応を求めるものです。

町議会としてはさまざまな課題の解決に向け、町民の負託に応えるべく町民と議会議員との意見交換会を本年も7月30日から8月31日まで県内12か所、県外6か所において様々な意見、要望をいただいた。意見・要望について、議会内で検討を加え今回の要望書提出となりました。この原子力災害対応は、一地方自治体の取組みでは十分な進展を果たせない状況にあります。

国土を如何に守り、国民を如何に守っていくのか、まさに国家のあり方が問われる局面と考えます。

原子力災害の克服を図るため、課題が山積する現場の目線、被災者の目線に立ち、全省庁をあげて、効果的かつ迅速な対応を講じられるよう強く要請します。

なお、要望事項については住民にお知らせいたしますので、10月31日まで誠意ある回答を願うものです。

要 望 事 項

I 避難解除区域等の復興及び再生

1. 低線量地域への復興拠点づくり
2. 帰還困難区域を防災集団移転促進事業の対象とすること
3. 福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業
4. 早期復興に向けた常磐自動車道及び主要国道の通過交通の確保・安全性の確保
5. 農地転用の特例措置
6. 鳥獣の駆除
7. 道路や農地等の環境整備
8. 一時立入の手続き、期間、回数改善

II 住民の安定的な生活環境の整備について

1. 避難者に対する支援
2. 復興公営住宅の早期整備、借上げ住宅制度の継続
3. 借上げ住宅のバリアフリー等の住環境の改善
4. 事業継続・再開のための補助金や支援策の強化
5. 高速道路無料化の継続・拡充
6. 医療費の一部負担金の免除及び保険料等の減免措置の継続

III 住民の生活再建に向けた制度の構築について

1. 原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の見直し及び第三者による検証の実施
2. 精神的損害の基準の明確化と項目追加
3. 財物（土地・建物等）に対する損害賠償
4. 賠償制度でカバーしきれない生活再建・支援制度の構築
5. 賠償金の非課税化
6. 就労不能損害の継続

7. 個別評価後の変更
8. 未請求者への情報開示
9. 民法の規定による財物賠償に伴う所有権移転の権利放棄、時効消滅の適用除外の特別立法の制定
10. 原子力災害による居住困難区域内に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の代替資産特例の検討
11. 固定資産税免除の延長等
12. 避難者に対する生活再建等への支援

IV 総合的な放射能汚染対策の実施について

1. 徹底的な除染の実施、山林や河川を含めた実施、継続実施
2. 放射性廃棄物以外の災害がれき及び建設副産物焼却施設の早期建設
3. 飲料水の安全と安心の確保
4. 汚染水の処理
5. 農地、ため池等の維持・管理

V 住民の長期的な健康管理に向けた取り組みについて

1. 長期的な医療保障制度の構築
2. 介護サービスの充実
3. 全国各地域における被ばく検査体制の構築
4. 仮設津島診療所と県内外の福祉機関との連携強化

VI 原発被災自治体の再構築に向けた制度確立について

1. 自治体財政運営に対する恒久的な制度保障
2. 自治体運営に欠かせない人的支援の強化
3. 収入確保・雇用確保のための産業誘導策の強化

VII 事故収束宣言撤回について

I 避難解除区域等の復興及び再生

現在、当町では帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に再編されたが、一部区域の線量が高く実態に合わない地域が現存している。再度放射線の線量を計測しながら実態に即した区域見直しの変更を行うこと。

1. 低線量地域への復興拠点づくり

浪江町への帰還が可能になると考えられる低線量地域に、同町民はもとより浪江町以外の避難者も暮らせる復興拠点を整備すること。

特に、浪江町中心市街地を「復興拠点地域」として選定した上で、国道114号拡幅事業の再着工を早急に図り、劣化した家屋の「解体除染」を国の責任ですすめ、復興のまちづくりを図ること。

2. 帰還困難区域を防災集団移転促進事業の対象とすること

防災集団移転促進事業は、「被災地域において住民の居住に適當でない区域にある住居の集団的移転を行うための事業です。」となっているが、帰還困難区域は住民の居住に適當でない区域にもかかわらず対象となっていないため、防災集団移転促進事業の対象とすること。

3. 福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業

避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全対策、住民の財産を守る防犯対策を行う「福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」について、復興が完了するまで十分な財政措置を講じること。

特に、帰還困難区域の地区住民は原則として一時帰宅は月1回となっている。一方で、町中心部の居住制限区域等の住民が自宅に戻るため通過し、古物商などが地域内に立ち入って財物を物色するなどの実態があるので、防犯・防火対策を徹底すること。

4. 早期復興に向けた常磐自動車道及び主要国道の通過交通の確保・安全性の確保

被災地の復旧・復興の柱となる常磐自動車道及び主要幹線道路（国道6号、国道114号）については、避難先と行き来をする主要道路であることから、放射線遮蔽化による早期整備と徹底した除染を早急に進めること。

特に、常磐自動車道は、インフラ復旧、除染活動、復興等を迅速に進めるために必要不可欠な基本的インフラであり、さらには緊急時における避難道路として重要な役割も担っていることから、除染を速やかに完了し、早期復旧及び未供用区間の早期全線供用を図ること。

5. 農地転用の特例措置

避難解除区域等において、放射性部質の被害による特殊事情に応じた柔軟かつ機動的な新たな特別の対応が図られるよう、第1種農地について、避難住民の帰還促進に資するこれら用地の農地転用規制の特例措置を講じること。

6. 鳥獣の駆除

野生動物（イノシシ、ねずみ、猿など）の被害、特にイノシシの被

害が深刻な状況なので駆除を徹底すること。

駆除に要する経費については、自治体負担とせず国で負担すること。

7. 道路や農地等の環境整備

長期避難で農地等の荒廃が進んでいるので、除染事業以前に道路及び農地等の環境保全のための予算を確保すること。

8. 一時立入の手続き、期間、回数の改善

帰還困難区域の立入は簡単な方法で立入出来るようにし、月に1回では家屋の管理は出来ないのも月2回から3回に増やすこと。

中通りに避難している住民は国道114号まで迂回しなければならないので、国道459号からも立入出来るようにすること。

なお、コールセンターは遠隔地にあって現地事情に疎いので、被災地に寄り添った支援が出来るよう、現地近くに立地すること。

II 住民の安定的な生活環境の整備について

国は、福島復興再生特別措置法、福島復興再生基本方針及び避難解除等区域復興再生計画を踏まえ、計画的かつ着実に避難解除区域等の復興及び再生にあたることはもとより、これまで以上に地域の意向を踏まえながら復興の将来像を描くとともに、その実現に向け必要な施策・事業を主体的に具現化することが必要である。

町民は、被災者生活再建支援法や災害救助法に基づいて支援を受けているが、避難生活が2年7ヶ月経過した今、現行法ではカバーできない問題もある。

また、福島復興再生特別措置法が制定されたが、予算や制度が地元自治体が効率的に利用するには十分に構築されておらず、復旧復興を進めるにあたって利活用に支障が生じている。

現在の避難生活、また、各自治体の描く再生、復旧復興の実現に向けた制度の再構築を図るとともに、自治体や被災者に寄り添った取り組みを実施できるよう、制度の拡充と柔軟な運用及び予算等の拡充を図ること。

1. 避難者に対する支援

被災者の避難先は全国に及んでおり、避難生活の長期化が見込まれることから、すべての避難者が避難先において安心して暮らすことができるよう、避難者支援を行う受け入れ自治体、民間団体等に対する継続的な財政措置を講ずること。

2. 復興公営住宅の早期整備、借上げ住宅制度の継続

避難指示に基づく強制避難が継続することは明白であるため、平成27年3月までは、借上げ住宅（借上げ特例住宅等を含む）を措置することを明示すること。特に、住宅入居要件を緩和し、避難住民が生活の実態に合わせて移動ができるよう改正すること。また、狭隘な応急仮設住宅に替わる復興公営住宅についても、災害関連死を軽減するためにも、早急に整備すること。建築単価についても、労務費、資材費の高騰により設計単価と乖離しているため、基準額の改定を実態に合わせて速やかに行うこと。

借上げ住宅等の措置に際しては、災害救助法では各都道府県対応と

なるため、実態と合わないので、原発災害対応の別途法整備を行い、全国統一对応を図ること。

原発避難者向け復興公営住宅等の家賃については、財物賠償の程度や従前の住居が借家であるかの如何にかかわらず、家賃の全額を減免すること。

また、復興公営住宅を整備するに当たっては、戸建てによる整備や、地域のコミュニティを維持出来るよう事故以前の住民同士がまとまって入居出来るよう配慮すること。さらに、避難者の要望を十分に取り入れた構造・配置とすること。

3. 借上げ住宅のバリアフリー等の住環境の改善

仮設住宅は県の許可で障害者や高齢者・要介護者のためにスロープや段差解消の工事ができるが、民間アパート等の借上げ住宅のバリアフリー等の改修ができるよう、制度改正をすること。

4. 事業継続・再開のための補助金や支援策の強化

時間を要するふるさとの再生を待たずに多くの雇用を支えた事業所破綻が懸念されている。被災事業所が避難先を含めて事業を継続、再開するための補助金、支援策を新たに実施すること。

特に、電気料金の軽減措置等の優遇措置について検討すること。

なお、誘致及び整備を促進するため、進出企業に対する借入金に対する利子補給などの優遇措置を講じた場合は、特別交付税等により財源措置を行うこと。

5. 高速道路無料化の継続・拡充

全国に避難し家族が離散している住民にとっては、家族を繋ぐ大事な路線であり、通勤路線としても重要な意味をもつものとなっている。そのため、平成26年3月31日までとなっている無料化措置を継続するとともに、帰還できるまで延長すること。

また、県外避難者も適用となるよう対象範囲の拡大を図ること。

6. 医療費の一部負担金の免除及び保険料等の減免措置の継続

医療費の一部負担の免除については平成26年2月診療分まで、保険料等の減免措置は平成25年度までとなっているが、長期化する避難生活により体調を崩す住民はむしろ増加しており、避難者が以前の生活ができるようになるまで免除・減免措置を継続すること。

また、保険者により一部負担金の免除が解除されているので、国として指導し免除した相当分の財政措置を各保険者に行い被災者はすべて、一部負担金は免除とすること。なお、年度毎ではなく、保険税、介護保険料、医療費の一部負担金の無料化継続を図ること。

Ⅲ 住民の生活再建に向けた制度の構築について

原発事故により被った損害については東京電力が賠償することになっているが、個人によって賠償が認められないケースがあるなど、対応に不平等が生じている。また、平成24年7月に示された財物に対する賠償は再調達価格にほど遠く、住民にとっては生活再建に向けた資金の手当てがついていない。

迅速かつ平等な賠償の実施に向けて東京電力への指導強化と、生活再

建には損害賠償だけでは充足できないため、それを補う生活再建制度の構築を図ること。

1. 原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の見直し及び第三者による検証の実施

中間指針の見直し等の諸課題に対し、国は責任をもって対応することを強く要望する。また、被災実態を十分参酌し賠償の改定を早急に要望するものである。今後は、東京電力の対応に依存する形とならず原子力損害賠償紛争審査会が独自に精神的損害、財物賠償指針の見直し及び第三者による検証の実施を行うこと。

2. 精神的損害の基準の明確化と項目追加

中間指針では、生活費増加分と精神的損害を合わせて月10万円としているが、生活費増加分と被災・避難の実態に見合った精神的損害の増額を図ること。原発事故に伴って生じたその他の精神的損害についても追加すること。また、国が目標とする1mSv/年に達するまで精神的損害の賠償を継続すること。

3. 財物（土地・建物等）に対する損害賠償

避難生活で失った個人の財物（土地・建物・農地・森林等）の価格下落については、国の責任において全面的に補償・賠償を行うこと。

また、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除区域の補償・賠償については、再調達価格又はダム建設の補償、高速道路並みの価格とすることとし、平成24年7月の東京電力より示された財物に対する賠

償は再調達価格にはほど遠く、住民にとって生活再建に向けた資金の手当てができていない。生活再建ができる財物賠償の確保を求める。さらに、避難区域ごとの格差はなくすこと。

4. 賠償制度でカバーしきれない生活再建・支援制度の構築

賠償で不足する部分に対する政府による生活再建・支援策の包括的な対策を図ること。

5. 賠償金の非課税化

賠償金により取得する土地・家屋などに対する課税免除を、個別自治体での条例で課税免除するのではなく、国が相互的に立法措置を図り財源措置を講ずること。

営業損害に係る、すべての賠償金は非課税化を図ること。すでに申告納付済の場合は還付措置を講ずること。（口蹄疫の際の非課税前例あり）

また、賠償金を相続・贈与する場合相続税・贈与税の対象から除外すること。

6. 就労不能損害の継続

平成26年2月までとなっているが、就労の実態を考慮し継続をすること。

7. 個別評価後の変更

個別評価後も、固定資産税評価額・平均新築単価方式を選択可能と

なるよう、有利な方式を選択できる基準の見直しを図ること。

8. 未請求への情報開示

未だ一度も賠償請求をしていない人への、支援等の対策を求める。東京電力は個人情報があるとしているが、ダイレクトメールによる通知によらず、各戸訪問の徹底、自治体への情報開示を図り未請求者解消に努めること。

9. 民法の規定による財物賠償に伴う所有権移転の権利放棄、時効消滅の適用除外の特別立法の制定

財物の全額賠償を受けた場合、民法の規定によれば所有権が移転する。

また、請求期限による時効の問題も発生する。東京電力では、所有権移転については請求しない。時効についても適用しないとしているが、明確な担保がないので、法整備を図ること。

原発事故に係る損害賠償請求権については、少なくとも民法724条前段の消滅時効を適用しないものとする立法措置を講ずること。

10. 原子力災害による居住困難区域内資産に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の代替資産特例

避難指示区域内は、「避難指示解除準備区域」を含め、自宅に居住できない状況であるが、原子力災害による居住困難区域内資産に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の代替資産特例の適用となる居住困難区域は、「帰還困難区域」「居住制限区域」を指定区域と

されており、「避難指示解除準備区域」が含まれていないので、居住困難区域に指定し、同特例の適用区域とすること。

また、避難指示解除準備区域の減免については、避難先の各自治体の減免対応で検討するのではなく、制度としての対応をすること。

1 1. 固定資産税免除の延長等

避難指示区域内における家屋等については、震災の影響や居住しないことによる損傷が著しい状況にあることから、固定資産税については、課税免除を延長すること。

1 2. 避難者に対する生活再建等への支援

長期にわたって維持管理できない住宅（長期避難による経年劣化及び動物等による被害）は全壊とするように罹災証明制度を改正し、生活再建の支援措置を図ること。

ただし、東電賠償は現行の通りとすること。

IV 総合的な放射能汚染対策の実施について

元どおりのふるさとを取り戻すには、原発事故によって放出された放射性物質の除去が必要不可欠である。政府は住宅周辺から除染を行う方針でいるが、その動きは鈍く一向に進む気配が見られない。

また、放射性物質は住宅周辺のみならず、山林・河川と広範囲に飛散しており、広域的かつ徹底的な対応が必要になる。

政府の掲げた「年間追加被ばく線量 1 mS v 以下」の早期達成に向けて徹底的に除染を行うこと。

1. 徹底的な除染の実施、山林や河川を含めた実施、継続実施

本格除染を早急に実施するとともに、除染作業の監視体制の強化を図ること。農業用水や飲料水の水源となる山林や河川についても除染を実施し、目標となる工程表を示すこと。

また、空間放射線量と併せて、土壌、水、里山・山林の放射線量について詳細なメッシュ調査を行い、その状況を住民に開示し周知すること。放射性物質の残留実態に即した除染を追加的に実施すること。

2. 放射性廃棄物以外の災害がれき及び建設副産物焼却施設の早期建設

解体除染により大量の災害がれきの発生が予想される。よって早期の焼却施設の建設を進めること。

3. 飲料水の安全と安心の確保

高濃度汚染地域を水源としているため、安全と安心確保のための放射性物質除去設備を国の責任のもと整備すること。

また、国の責任で井戸を試掘するなど生活用水の安全を確保すること。

4. 汚染水の処理

高濃度の汚染水の処理は応急的タンクで処理すべきでなく、恒久的なタンクを建設し、放射性部質の除去ができる装置を確実に備え付けること。

また、地下水・雨水が汚染水として海側に流出しているので、完全にブロックするよう、国が全面に出て世界の知見を集め抜本的な対策

を講じること。各地域において、地下水の検査体制を自治体まかせとせず従来にも増して早急に整え住民の安全・安心のため迅速かつ正確な情報提供に努めること。

5. 農地、ため池等の維持・管理

被災者が帰還して農作物が作れるようになるまで、農地、ため池、用水路、圃場の維持・管理は国の責任で行い、その経費は国の負担とすること。

V 住民の長期的な健康管理に向けた取り組みについて

平成24年6月に原子力事故による子ども・被災者支援法が成立したところではあるが、適用範囲が限られているなどすべての被災者に寄り添った制度となっていない。

放射性物質による健康影響は一定期間後に発生することが予測されるので長期的な医療保障制度を構築するとともに、被災者は全国に避難しており、全国の病院で被ばく検査を行える体制を構築すること。

避難が長期化し、介護を必要とする住民が著しく増加しており介護施設の増設・介護職員の充実強化が喫緊の課題となっている。

1. 長期的な医療保障制度の構築

子どもや妊産婦のみならず、避難支援策の欠如及びSPEED I（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の隠ぺいにより多くの町民は、相対的な被ばくりスクが高いことから、長期的な医療保障制度を早急に構築すること。

2. 介護サービスの充実

避難の長期化に伴い要介護者が増加するとともに、介護・福祉職員が激減しており、人材不足が深刻化している。このため、必要な福祉・介護サービスを受けられるよう、人材確保対策を講ずる場合、国は必要な財政措置を講ずること。

介護・福祉施設を避難先で再開する際には、国は再開及び運営に必要な財政措置を講ずること。

避難先自治体において、既存の介護福祉施設に入所する場合において、待機期間を縮減するため、既存施設の増床・新設など財政支援・介護職員の確保に対する国の財政支援を求める。

3. 全国各地域における被ばく検査態勢の構築

県外においてはホールボディカウンターなど健康管理体制の構築が未だ不足する状況にあるため、国の主体性のもと、全国各地域での検査体制の確立を図ること。設備・運営にかかる費用について財政支援を行い、住民の健康不安解消に向けた体制の強化を図ること。

4. 仮設津島診療所と県内外の医療・福祉機関との連携強化

仮設津島診療所で処置できない患者の緊急受入や、老人ホーム等入所希望者の早期入所などを含めた連携強化が必要である。

そのため、国に医療機関、福祉機関に対し連携強化のための財政支援・人的支援を要請する。

VI 原発被災自治体の再構築に向けた制度確立について

現在、当町では必死の思いで住民支援、ふるさとの再生に当たっているが、自治体の自主努力で解決できるものではない。国の責任として対応すべきである。

被災住民の生活再建支援、途方もない課題が山積するふるさとの再生を果たしていくためには、莫大な財政需要が見込まれており、人口の急激な減少が見込まれる原発被災自治体の財政力では対応出来ないことは明らかであり、住民にふるさと再生は困難と感じさせる要因にもなっている。

政府として、被災自治体の再生についても明確な方針を示すべきである。

1. 自治体財政運営に対する恒久的な制度保障

中長期的な財政運営を確実に図るため、一時的な交付金等の措置に留まらない、恒久的な財政保障制度を構築すること。

2. 自治体運営に欠かせない人的支援の強化

地域の復興を支える基礎自治体の維持強化なくして、地域の復興はなし得ない。それを支える職員についても、行政改革の名のもと行われた人員削減の影響でぎりぎりの状況にある。

今後始まる復旧復興に向けた取り組みには、技術職をはじめ企画力を持った即戦力となる職員が必要であり、現有職員だけでは対応しきれない。そこで、各省庁からの職員派遣、さらには他自治体職員による支援を国として推進すること。

3. 収入確保・雇用確保のための産業誘導策の強化

財政補填に依存することなく自立した地域とするため、事業継続、産業立地策を重点的に推進すること。補助金、税制優遇、産業用地整備、企業誘致など総合的な施策を専門チームにより実施すること。

VII. 事故収束宣言撤回について

政府は、2011年12月16日、「原子炉は冷温停止状態になった」などとして「原発事故収束」を宣言した。しかし、事故の実態は爆発した原子炉の燃料が溶け落ち、どうなっているかさえ確認できていない。このような状況の下では、「原発事故収束」などと言えないことは明らかであり、よって「原発事故収束宣言」を正式に撤回するよう求める。